

長崎県後期高齢者医療広域連合議会 会議録(平成27年2月定例会)

平成27年2月定例会

平成27年2月17日（火曜日）午後1時01分開会
長崎県市町村会館6階 大会議室

議事日程

- 日程1 会期について
- 日程2 議席の指定について
- 日程3 会議録署名議員の指名について
- 日程4 副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程5 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程6 経過等の報告事項について
- 日程7 長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 日程8 長崎県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用に関する条例
- 日程9 長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程10 長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程11 長崎県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程12 平成26年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
平成26年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程13 平成27年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
平成27年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程14 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程15 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について
- 日程16 議会運営委員会の委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26名）

| | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番 | 中山 正和 君 | 2番 | 西 日出海 君 |
| 3番 | 立石 隆教 君 | 4番 | 川田 保則 君 |
| 5番 | 初手 安幸 君 | 7番 | 水口 直喜 君 |
| 8番 | 内村 博法 君 | 9番 | 黒岩 英雄 君 |
| 10番 | 深堀 善彰 君 | 11番 | 小嶋 俊樹 君 |
| 12番 | 相良 尚彦 君 | 13番 | 土谷 勇二 君 |
| 14番 | 兵頭 栄 君 | 15番 | 鈴木 靖幸 君 |
| 16番 | 田島 輝美 君 | 17番 | 村上 信行 君 |
| 18番 | 山口 喜久雄 君 | 19番 | 藤田 敏夫 君 |
| 20番 | 永尾 邦忠 君 | 21番 | 川内 敏明 君 |
| 22番 | 山口 裕二 君 | 23番 | 片渕 雅夫 君 |
| 24番 | 麻生 隆 君 | 25番 | 筒井 正興 君 |
| 26番 | 深堀 義昭 君 | 27番 | 源城 和雄 君 |

欠席議員（1名）

6番 森 敏則 君

説明のために出席した者

| | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 広域連合長 | 田上 富久 君 | 副広域連合長 | 松本 崇 君 |
| 副広域連合長 | 一瀬 政太 君 | 事務局長 | 大串 昌之 君 |
| 企画監兼次長 | 庄野 幹雄 君 | 総務課長 | 中村 洋司 君 |
| 事業課長 | 松下 浩二 君 | 保険管理課長 | 今村 清 君 |

事務局職員出席者

書記 谷添 信介 君

＝開会 午後1時01分＝

○議長（源城和雄君）

出席議員は定足数に達しております。

これより平成27年第1回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

初めに、例月出納検査報告につきましては、既に配付されております報告書のとおりであります。

本件は、地方自治法の規定により報告されたものでありますので、ご了承をお願いいたします。

日程1「会期について」を議題といたします。

今定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程2「議席の指定について」、各議員の議席は、お手元に配付しております議席表のとおり指定いたします。

日程3「会議録署名議員の指名について」は、10番、深堀善彰議員、7番、水口直喜議員を指名いたします。

ここで、連合長から発言の申し出がっております。連合長。

【田上富久君 登壇】

○連合長（田上富久君）

広域連合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご健勝にて出席を賜り厚くお礼申し上げます。

ご承知のとおり、政府は先月の13日に、社会保障制度改革推進本部を開催し、収支が悪化しています国民健康保険の財政運営を都道府県に移管することを柱とする医療制度改革骨子を決定いたしました。

この骨子では、後期高齢者医療制度に関しまして、保険料を最大で9割軽減している保険料軽減特例を段階的に縮小し、平成29年度から原則的に本則に戻すことや、後期高齢者支援金の全面

総報酬割への段階的な導入などが盛り込まれています。

国保に関しては、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となることは明確にされましたが、詳細については引き続き協議が行われるものとなっており、見守っていく必要があると考えています。

後期高齢者医療制度は新年度で、制度発足以来、8年目を迎えることになり、いよいよ本格的な医療保険者として積極的な役割が広域連合に求められています。本広域連合としましては、引き続き、被保険者の皆様が安心して適切な医療が受けられるよう、円滑かつ安定的な運営に努めて参りたいと存じております。

さて、本日の2月定例会では、主に条例案件6件のほか、新年度の予算案をご審議いただくこととしております。私からは新年度予算について、主な事業と予算編成方針についてご説明申し上げます。

特に力を入れるべき事業としましては、昨年3月に示された保健事業の指針により現在策定中のデータヘルス計画に基づき、データヘルス計画の個別事業、特に糖尿病性腎症重症化予防を中心にした保健事業を推進してまいりたいと考えております。

また、平成28年1月から、来年1月からのマイナンバー利用開始に向けまして、準備作業として平成27年中に、特定個人情報保護評価書の作成・評価を終了し、個人番号の付番と登録を完了する必要があります。

マイナンバーのしきい値は、県と長崎市に次ぐ3番目の規模で、県や長崎市と同等の準備が必要とされており、派遣職員を1名増員し、万全を期して参ります。

予算編成の基本的方針としましては、新年度は、保険料率を同一とする特定期間の2年目になります。効率的な運営を行い、高齢者の方々に安定した医療給付を行っていくため、保険料の適正賦課、事務処理の適正化を進めて、財政運営を着実に推進していくことを基本方針として、新年度の予算編成を行っております。

なお、歳出予算のほとんどを占める保険給付費につきましては、医療費の動向を見ながら医療費の推計を行っております。医療費の推計は、1人当たりの医療給付費の伸び率はマイナス0.21%を見込んでおりますが、被保険者の数は0.65%増加する見込みですので、保険給付費としましては0.45%の増としておりますが、国の見込み2.8%増と比べ、控え目な見込みとしております。

終わりに、この議会に提案いたします議案につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げますとともに、議員の皆様方の今後のご活躍を祈念いたしまして、私の冒頭のご挨拶とさせていただきます。皆様、よろしくお願いたします。

○議長（源城和雄君）

次に、日程4 同意議案第1号「副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

連合長の説明を求めます。連合長。

【田上富久君 登壇】

○連合長（田上富久君）

同意議案第1号は、副広域連合長の選任について議会の同意を求めるものでございます。

これまでの一瀬副広域連合長の任期が、去る2月13日付をもって満了したことから、改めて、副広域連合長として波佐見町の一瀬政太町長を選任したいと存じます。ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（源城和雄君）

これから同意議案第1号「副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」は、直ちに採決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議がございませんので、採決いたします。

副広域連合長の選任については、原案のとおり一瀬政太君に同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議なしと認めます。

同意議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいま選任されました一瀬副広域連合長から発言の申し出がっておりますので、許可いたします。一瀬副広域連合長。

【一瀬政太君 登壇】

○副連合長（一瀬政太君）

ただいまご推挙いただき、副広域連合長に再度選任いただきました波佐見町長の一瀬でございます。皆さん、どうぞよろしくお願いたします。

さて、広域連合長の挨拶にもございましたが、制度発足以来、来る年度で8年目を迎えることになり、本格的な医療保険者として積極的な役割が求められるようになりました。

本広域連合におきましても、被保険者の皆様が安心して適切な医療が受けられるよう適正な運営に努めるとともに、保健事業を強化していくことが求められております。

微力ではございますが、田上広域連合長の補佐役として尽力してまいりたいと存じますので、議員各位のご指導、ご協力をお願いいたしまして、副広域連合長の就任の挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いたします。（拍手）

○議長（源城和雄君）

次に、日程5 同意議案第2号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

連合長の説明を求めます。連合長。

【田上富久君 登壇】

○連合長（田上富久君）

同意議案第2号は、監査委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

これまでの大島監査委員の任期が、去る2月13日付をもって満了したことから、新たに識見を有する者のうちから選任する監査委員として、松本香氏を選任したいと存じます。

なお、参考として、同氏の略歴を添付しております。ご同意賜りますようよろしくお願いたします。

○議長（源城和雄君）

これから同意議案第2号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」、直ちに採決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議がございませんので、採決いたします。

監査委員の選任については、原案どおり松本香君に同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議なしと認めます。同意議案第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程6「経過等の報告事項について」、事務局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村洋司君）

お手元にお配りしております「経過等の報告事項」と書いてありますピンク色の表紙の冊子で
ご説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページでございます。

前回開催の定例会、（平成26年8月25日）以降における広域連合の主要な事項について経過等
を報告いたします。

1、国の医療制度改革の動向について。

政府は、医療保険制度改革骨子を1月13日に決定しました。

この骨子に基づき、医療保険制度改革については、持続可能な制度を構築し、将来にわたり
国民皆保険を堅持することができるよう、各年度において必要な予算措置を講ずるとともに、本
年の通常国会に所要の法案を提出するものとしております。

骨子のなかで、個人や保険者による予防・健康づくりの促進として、データヘルスの推進と、
平成28年度から後期高齢者医療広域連合において、栄養指導等の高齢者の特性に応じた保健事業
を実施することが盛り込まれております。

また、後期高齢者の保険料軽減特例については、平成29年度から原則的に本則に戻すことを掲
げ、急激な負担増となる者については、きめ細やかな激変緩和措置を講ずることとし、具体的な
内容については、今後検討し結論を得るとしております。

2、国に対する要望について。

平成26年11月13日、全国の広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会（会長横尾
佐賀県広域連合長）は、後期高齢者医療制度に関する厚生労働大臣あての要望事項を取りまとめ、
唐澤保険局長に対し要望書を提出いたしました。

- (1) 高齢者医療の費用負担の在り方に関する事。
- (2) 保険財政基盤の安定に関する事。
- (3) 保険料軽減の特例措置に関する事。
- (4) 国保改革を踏まえた後期高齢者医療の在り方に関する事。
- (5) 保健事業に関する事。
- (6) 標準システムに関する事。
- (7) マイナンバーに関する事。

2ページ、3ページをお開きください。要望書の写しを参考として掲載いたしております。

次に、4ページをお開きください。

3、懇話会の開催について。

平成26年12月12日、平成26年度第2回懇話会を開催いたしました。

会議では、データヘルス計画をはじめ、健康高齢者認定事業、後期高齢者医療肺炎球菌ワクチン接種費助成事業、保険料の収納（対策）等について説明し、ご意見をいただきました。

主な意見としまして、この4ページから5ページの中段まで掲載しております。

本広域連合といたしましては、これらの意見を参考にして、より適切な運営に努めて参ります。

5ページ、中段以降に参考として、懇話会委員名簿を掲げております。

次に、6ページをお開きください。

4、糖尿病性腎症重症化予防事業について。

平成26年9月26日に壱岐市と委託契約を締結し、事業を開始いたしました。現在、血液検査の結果で該当要件を満たした者について、壱岐市内の医療機関から紹介がありました13名に対し、保健指導を行っております。

平成27年度においては、県内9市町での実施に向けて協議を行っております。また、平成28年度には県内全市町で実施したいと考えております。

5、保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定について。

本計画策定に当たりましては、今年度設置されました九州後期高齢者医療広域連合地域ブロック協議会保健事業推進部会において意見の交換等を行い、また、健康診査の結果や診療報酬明細書等を活用し、生活習慣の状況、健康状態、医療機関への受診状況、医療費の状況等を市町別、性別、年齢階層別、疾病別の分析のほか、経年的な変化等を分析し、健康日本21（第2次）に示された基本方針を踏まえるとともに、健康ながさき21（第2次）長崎県医療費適正化計画（第2期）等及び各市町の健康増進計画との調和を図り、計画案を策定いたしました。

この計画案に対し、長崎県国民健康保険団体連合会が設置しております保健事業支援・評価委員会の支援、各市町のご意見及びパブリックコメント等を受け、計画案の修正等を行いました。

その最終案を2月5日に各議員へ送付いたしました。

今後は、3月に本計画を公表する予定としております。

参考として、7ページに保健事業実施計画（データヘルス計画）案の抜粋を掲げております。

次に、8ページをお開きください。

6、健康高齢者認定事業について。

本事業は、今年度の新規事業であり、実施前年度に医療機関の受診及び介護保険の給付がなく、健康診査を受診している者等の要件を満たす被保険者に対し、高齢者の集まりの場などにおいて健康高齢者認定証及び記念品を交付することで、健康意識の向上を図り、健康寿命の延伸に繋げていこうとする事業です。

平成26年度の該当者は93名でした。8市町の31名においては、それぞれの地域の敬老会等を通じて認定証及び記念品を交付いたしました。その他の対象者につきましては、広域連合から直接認定証及び記念品を郵送いたしました。

経過等の報告は以上でございます。

○議長（源城和雄君）

ただいまの経過報告については、ご了承をお願いいたします。

次に、日程7「議案第1号及び議案第2号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（大串昌之君）

ただいま上程されました議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」について、一括してご説明いたします。

緑色の表紙の説明資料でご説明させていただきます。

資料の2ページをお開きください。

まず、議案第1号「後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について、表の左から、議案、条例等名、趣旨、主な内容、制定根拠、白い表紙の定例会議案のページを記載しております。

今回の条例改正は、表の左から3列目の趣旨の欄に記載のとおり、低所得者等に対する保険料軽減特例措置が平成27年度も引き続き実施されることとなったことに伴い、必要な事項を定めようとするものでございます。

主な内容は、被用者保険の被扶養者であった方について、前年度同様、均等割を9割軽減する

ものです。

また、所得の少ない方に係る保険料軽減について、前年度同様、均等割額を8.5割軽減するものでございます。

3ページには、改正に係る新旧対照表を掲載しております。

なお、平成27年度以後の保険料軽減判定に用いる所得基準額を引き上げるための政令改正が予定されており、政令改正後、速やかにこの後期高齢者医療に関する条例も同様の改正をする必要がございますが、政令の公布が2月下旬以降の予定であるため、今回の条例改正案には盛り込まず、政令公布後、直ちに専決処分を行わせていただき、次回の議会において報告し、承認を求めたいと考えておりますので、この際ご報告申し上げます。

続きまして、6ページをお開きください。

議案第2号「後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

今回の条例改正は、議案第1号において継続することとしている平成27年度における低所得者等に対する保険料軽減特例措置の財源に充てるため、臨時特例基金を処分することができるよう条文を整備するというものでございます。

7ページ及び8ページに新旧対照表を掲載いたしております。

議案第1号及び議案第2号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（源城和雄君）

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しく下さい。ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

なければ、これをもって議案第1号及び議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに順次、討論、採決を行います。

まず、議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程8「議案第3号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（大串昌之君）

ただいま上程されました議案第3号「長崎県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用に関する条例」についてご説明いたします。

白い表紙の議案書は11ページから19ページまで、緑色の表紙の説明資料は9ページから18ページまででございます。

それでは、緑色の表紙の説明資料の10ページに基づきご説明いたします。10ページをご覧ください。

今回、一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する趣旨でございますが、事務局組織の充実強化を図り、効率的で持続可能な体制が確保できるよう、本格的業務に従事することができ、かつ複数年任用できる任期付職員制度を導入するため、この条例案を提出するものでございます。

任期付職員の勤務条件等といたしましては、主な内容の欄の下のように記載のとおり、勤務時間は、1日7時間45分、給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当及び地域手当を予定しており、任用期間は5年以内としております。

なお、条例等名の欄に記載のとおり、この条例制定に伴い、関連する条例4件について附則で改正することとしており、説明資料の11ページから18ページまでにその新旧対照表を掲載しております。

議案第3号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（源城和雄君）

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しく下さい。ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

なければ、これをもって議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第3号「長崎県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用に関する条例」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程9「議案第4号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（大串昌之君）

ただいま上程されました議案第4号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明します。

緑色の表紙の説明資料20ページをお開きください。

今回の改正は、国家公務員等との均衡に配慮して、育児休業を取得できる職員の範囲を見直す等、必要な事項を定めるものでございます。

主な内容につきましては、国家公務員等と同様、一定の要件を満たす非常勤職員の育児休業及び部分休業について規定するものでございます。

21ページから25ページまでに、新旧対照表を掲載いたしております。

議案第4号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（源城和雄君）

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示ください。ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

なければ、これをもって議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第4号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君） なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程10「議案第5号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（大串昌之君）

ただいま上程されました議案第5号「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

緑色の表紙の説明資料28ページをお開きください。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で、いわゆる「番号法」が制定され、個人番号を含む特定個人情報の保護について特例が定められたことに伴い、広域連合が保有することとなる特定個人情報に適正な取り扱いを確保するため、必要な事項を定めようとするものでございます。

主な内容につきましては、番号法の趣旨を踏まえ、国の行政機関等が求められている個人番号を含む特定個人情報の保護のための措置と同等の措置を講じるために必要な規定を整備するとともに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律との整合を図るため、文言を整理しようとするものでございます。

また、附則において、情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正し、番号法に規定する評価書に関する事項、その他個人情報の保護に関する重要な事項を審査会の調査審議事項に加えることといたしております。

29ページから45ページまでに、条例改正に係る新旧対照表を掲載いたしております。

議案第5号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（源城和雄君）

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際には、質疑箇所のページをお示しください。ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

なければ、これをもって議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第5号「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条

例」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程11「議案第6号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（大串昌之君）

ただいま上程されました議案第6号「長崎県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

緑色の表紙の説明資料48ページをお開きください。

今回の改正は、行政手続法の一部が改正され、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる「処分等の求め」の手続や、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる「行政指導の中止等の求め」の手続等が整備されたことに伴い、必要な事項を定めようとするものでございます。

主な内容につきましては、行政手続法と同様、行政指導の方式を改正するとともに、「行政指導の中止等の求め」及び「処分等の求め」という新たな手続に関する規定を追加するものでございます。

49ページから54ページまでに、この条例改正に係る新旧対照表を掲載しています。

議案第6号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（源城和雄君）

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際には、質疑箇所のページをお示しく
ださい。

【「なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

なければ、これをもって議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第6号「長崎県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第6号を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程12「議案第7号及び議案第8号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（大串昌之君）

ただいま上程されました議案第7号「平成26年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び議案第8号「平成26年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきまして、一括してご説明いたします。

本日は、事前に送付いたしております白い表紙の平成27年第1回定例会議案及び緑色の表紙の定例会説明資料でご説明させていただきます。

まず、白い表紙の定例会議案51ページをお開きください。白い表紙の51ページでございます。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ2,097万1,000円を増額補正し、歳入歳出予算を2億4,200万3,000円とするものでございます。なお、各科目につきましては、52ページ及び53ページに記載のとおりでございます。

次に、67ページをお開きください。

特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ70億4,071万4,000円を増額補正し、2,238億7,633万

8,000円とするものでございます。各科目につきましては、68ページ及び69ページに記載のとおりでございます。

補正予算の主な項目につきまして、緑色の説明資料によりご説明いたします。説明資料の56ページから61ページまでが見積総括表でございますが、本日は、補正予算概要図によりご説明いたします。

緑色の説明資料の62ページ、63ページをお開きください。

補正の内容といたしましては、平成25年度の決算剰余金と平成26年度の歳出不用見込み額等の整理を行うものでございます。

上の図が一般会計でございます。平成25年度の決算剰余金2,097万1,000円を7款繰越金として歳入に受け入れ、平成26年度の派遣職員人件費負担金の不用見込み額1,000万円を減額し、合計3,097万1,000円を財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

次に、下の図が特別会計でございます。

まず、平成25年度の決算剰余金83億1,337万1,000円を8款繰越金として歳入に受け入れます。この繰越金の中には、国、県及び支払基金に対して精算返還を要する53億655万5,000円が含まれております。このうち、支払基金への精算返還は、平成26年度中に受け入れる交付金との間で相殺処理を行います。国及び県への精算返還は、63ページに矢印が伸びておりますとおり、歳出8款諸支出金として予算計上し、返還することになります。

62ページにお戻りいただきまして、下の図の8款繰入金の囲みの中に、上から3行目に記載しております要精算額を除いた純剰余額30億681万6,000円の内訳は、事務費相当分3,121万4,000円と保険給付費相当分29億7,560万2,000円であり、平成27年度以降の財源に充てるため、財政調整基金へ積み立てようとするものでございます。

同時に、歳入10款諸収入の預金利子1,200万円と国保連合会からの平成25年度の審査支払い手数料の精算返還金6,685万6,000円並びに63ページの下図の右端の囲みに記載の、歳出1款総務費のうち、不用が見込まれる委託料の3,770万円を減額し、それぞれ財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

なお、この委託料に係る入札差金の問題につきましては、平成26年2月定例会でのご指摘や監査委員からのご指摘を受け、平成27年度の予算において見直しを行っておりますので、後ほど当初予算の際にご説明いたします。

次に、64ページをお開きください。

予算配分等の見直しによる整理でございます。

ア及びイの2項目からなっており、いずれも特別会計に関するものでございます。

アは、訪問指導事業の業務委託に入札差金が生じたことから、その国庫補助の対象となる額を

減額するものでございます。

イは、交通事故等を原因とする第三者納付金の増額が見込まれることから、不足が見込まれる第三者行為求償事業委託料、葬祭費及び特別高額医療費共同事業拠出金の財源に充当しようとするものでございます。

議案第7号及び議案第8号の平成26年度一般会計、特別会計の補正予算に関する説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（源城和雄君）

それでは、議案第7号及び議案第8号に対する質疑を行います。ございませんか。質疑の際は、質疑箇所のパージをお示ししてください。11番、小嶋議員。

○11番（小嶋俊樹君）

63ページの上の総務費、一般管理費1,000万円は不用になってるんだらうけど、負担金補助及び交付金と括弧して書いてるんだけど、この内容をちょっともう少し、さっきちょっと説明したような気もしたんだけど、ちょっと教えてもらいたい。

○議長（源城和雄君）

総務課長。

○総務課長（中村洋司君）

この一般管理費の1,000万円の減でございますが、当初の見込みの段階において、本広域連合に派遣されてくる職員が、まだ年齢層とか、いろんな条件がはっきりしておりませんので、ある程度概算で予算を組ませていただいております。その結果として1,000万円の減になったということでございます。

○議長（源城和雄君）

11番、小嶋議員。

○11番（小嶋俊樹君）

これは、そうしたら当初見込みはこの書いてるとおりなんだけども、今のような職員に対する見込みができなかったということで了解することにします。

○議長（源城和雄君）

総務課長。

○総務課長（中村洋司君）

そのとおりでございます。予算編成時点におきましては、どういう職員が派遣されてきて、誰か異動するかというのがわからないところがございますので、今の職員に対する見込みがはっきりできなかつたということでございます。

○11番（小嶋俊樹君）

はい、了解します。

○議長（源城和雄君）

ほかにご覧いませんか。ほかになれば、これをもって議案第7号及び議案第8号に対する質疑を終結いたします。

これにより議案ごとに順次、討論、採決を行います。

まず、議案第7号「平成26年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」に対する討論に入ります。ご覧いませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第7号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「平成26年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第8号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程13「議案第9号及び議案第10号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（大串昌之君）

ただいま上程されました議案第9号「平成27年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第10号「平成27年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、一括してご説明いたします。

白い表紙の定例会議案及び緑色の表紙の定例会説明資料でご説明させていただきます。

まず、議案第9号「一般会計予算」についてご説明いたします。

白い表紙の定例会議案85ページをお開きください。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ2億2,704万8,000円とするものでございます。第3条に記載のとおり、一時借入金の限度額は500万円としております。

93ページをお開きください。

事項別明細書の歳入に係る総括表でございますが、歳入合計は、前年度に比べ601万6,000円、2.72%の増となっております。

次に、94ページをお開きください。

歳出に係る総括表でございますが、歳入と同額の増となっておりますのでございます。

それでは、歳入歳出の主な項目について、緑色の定例会説明資料でご説明いたします。

説明資料の66ページ、67ページをお開きください。

まず、66ページの歳入ですが、1款1項1目の市町負担金は、1億9,606万6,000円を計上しております。これは広域連合の人件費、事務費の共通経費負担金でございます。

6款2項1目の財政調整基金繰入金3,097万1,000円につきましては、平成26年度に積み立てた分を取り崩すものでございます。

以上、歳入総額は2億2,704万8,000円でございます。

次に、歳出でございますが、67ページをご覧ください。

1款議会費は、228万2,000円を計上しております。定例会を2回、議員全員による協議会を1回予定し、これに係る報酬、旅費等を計上しております。

次に、2款総務費は、2億2,251万7,000円を計上しております。

主なものは、1項1目の一般管理費で、広域連合が直接支給する時間外勤務手当などの職員手当等や、一旦、派遣元で支給していただいた給料、手当について、後に広域連合が負担する派遣職員の人件費負担金、事務室の借上料などがございます。

平成27年度の職員数につきましては、連合長の挨拶にもございましたが、平成28年1月からのマイナンバーの利用開始に向け、県や長崎市と同等の準備作業を行うことが求められておりますので、平成26年度より1名増の24人分を計上いたしております。

次に、4款予備費は、歳出予算額の1%相当の224万8,000円を計上しております。

以上、歳出合計は2億2,704万8,000円でございます。

以上が平成27年度一般会計予算でございます。

それでは、引き続き、議案第10号「特別会計予算」についてご説明いたします。

白い表紙の定例会議案113ページをお開きください。

歳入歳出予算はそれぞれ2,186億294万円とするものでございます。

第2条にありますように、一時借入金限度額は50億円としております。

119ページをお開きください。

事項別明細書の歳入に係る総括表でございますが、前年度に比べ17億7,231万6,000円、0.82%の増となっております。

次に、120ページをお開きください。

事項別明細書の歳入に係る総括表でございますが、歳入と同額の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主な項目につきまして、緑色の定例会説明資料でご説明いたします。説明資料の74ページをお開きください。

これは特別会計の歳入歳出予算を款別に円グラフであらわしたものでございます。下の歳出の円グラフをご覧ください。

歳出総額2,186億294万円のうち、98.35%を保険給付費が占めております。

上のほうの歳入の円グラフは、左側に記載の支払基金交付金が39.96%でございます。これは、支払基金が、国保・県保等の保険者から徴収する後期高齢者支援金を財源とし、支払基金から広域連合に交付される、いわゆる現役世代の負担でございます。

それから、国庫支出金が35.05%、県支出金が8.30%、市町支出金が15.01%で、うち保険料負

担金は、制度の趣旨からいいますと10%でございますが、国からの保険料軽減措置に係る補填等がありますので、実質的には5.12%となっております。

75ページは、財源の流れをまとめたものですので、後ほどご参照いただければと存じます。

それでは、歳入歳出の主な項目についてご説明いたします。

資料の76ページ、77ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款市町支出金の1項1目事務費負担金は2億3,785万5,000円でございます。これは保険給付費に係る各種事務費の各市町に負担いただくものでございます。負担割合は、右の77ページの説明欄に記載のとおり、一般会計の共通経費負担割合と同様となっております。

次に、2目保険料等負担金は153億625万8,000円でございます。

右のページの説明欄に記載のとおり、保険基盤安定負担金は41億349万7,000円で、これは低所得者に係る7割、5割、2割の保険料均等割軽減分及び被扶養者であった者に係る5割の保険料均等割軽減分の公費補填分で、負担割合は、県が4分の3、市町が4分の1となっております。

3目療養給付費負担金は、172億8,292万3,000円でございます。これは保険給付費に係る市町の定率負担分で、負担割合は、負担対象額の12分の1となっております。

次に、78ページ、79ページをお開きください。

2款国庫支出金でございますが、1項1目療養給付費負担金は518億4,876万7,000円で、これは国の定率負担分で、負担割合は、負担対象額の12分の3となっております。

2目高額医療費負担金は7億4,458万5,000円で、これはレセプト1件当たり80万円を超える医療費について、この超える額のうち、保険料等で賄うべき部分について4分の1を国が負担するものでございます。

次に、2項1目調整交付金は226億5,617万5,000円で、これは右の79ページ、説明欄の表に記載のとおり、普通調整交付金が165億762万7,000円、特別な事情がある場合に交付される特別調整交付金が、61億4,854万8,000円と見込んでおります。

2目医療費適正化等推進事業費補助金は、従来の保険者機能強化事業費補助金にかえて創設された補助金で、1,697万8,000円でございます。

3目健康診査事業費補助金は、健診事業に係る国庫補助で、2,832万1,000円でございます。

4目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、保険料軽減措置継続のための交付金で、13億562万7,000円でございます。

5目保険者医療制度円滑運営事業費補助金は720万円でございます。これは右のページの説明欄に記載のとおり、保険者による糖尿病性腎症重化予防事業に対する国庫補助で、1人当たり7万2,000円の100名分を計上いたしております。

次に、80ページ、81ページをお開きください。

3 款県支出金でございますが、1 項 1 目療養給付費負担金は172億8,292万3,000円で、これは保険給付費に係る県の定率負担分で、市町と同様、12分の1の負担割合となっております。

2 目高額医療費負担金は、国と同額の7億4,458万5,000円でございます。

2 項財政安定化基金支出金は、平成26年度、27年度の保険料を抑制するために、広域連合、国、県が積み立てた基金から受け入れるもので、1億1,693万8,000円を計上しております。

次に、4 款支払基金交付金は873億6,294万5,000円で、これは国保・健保等現役世代が加入している医療保険者が負担するものでございます。

次に、82ページ、83ページをお開きください。

7 款繰入金でございますが、2 項 1 目財政調整基金繰入金は、21億2,337万2,000円を取り崩し、繰り入れるものでございます。

2 目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金は、13億1,754万3,000円で、国からの交付金を積み立てる基金から、議案第1号及び議案第2号でご説明いたしましたとおり、平成27年度分の所得の低い方への特別対策に係る保険料軽減及び被扶養者に係る保険料軽減等の財源として取り崩して繰り入れるものでございます。

次に、84ページをお開きください。表の一番下に記載のとおり、歳入総額は2,186億294万円でございます。

次に、86ページ、87ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は3億6,963万2,000円を計上いたしております。

主なものといたしましては、1 項 1 目一般管理費が2億2,513万6,000円で、電算処理や各種給付費の支給決定通知の作成料、郵送料など保険給付に係る事務経費を計上いたしております。

次に、88ページ、89ページをお開きください。

2 項医療費適正化事業費は、1億4,449万6,000円を計上しております。

主なものといたしましては、まず1目のレセプト点検事業費3,840万6,000円で、前年度に比べ1,817万1,000円の減でございます。これは先ほど補正予算でもご説明いたしましたが、このレセプト点検に係る委託料の積算につきましては、従来、業者からの参考見積もりをもとに必要額を予算計上しておりましたが、議会等においてご指摘をいただきましたので、これまでの落札状況等も勘案し、平成27年度の予算では見直しを行い、本広域連合独自の積算を行うこととしたため、減となったものでございます。

以下、2目訪問指導事業費に1,549万円、3目普及啓発事業費に2,681万7,000円、4目懇話会費に43万5,000円をそれぞれ計上しております。

5目医療費通知事業費は5,180万8,000円で、これは年3回予定しております医療費通知とジェネリック医薬品差額通知に係る経費でございます。

次に、90ページ、91ページをお開きください。

2款保険給付費は、2,149億9,448万7,000円を計上いたしております。

主なものといたしましては、1項1目療養給付費2,057億4,607万2,000円で、これは右の91ページの説明欄に記載のとおり、入院や外来等の医療の給付費でございます。

以下、2目訪問看護療養費に4億7,230万3,000円、4目移送費に230万4,000円、5目審査支払手数料に5億3,196万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、92ページ、93ページをお開きください。

3款県財政安定化基金拠出金は、9,386万5,000円を計上いたしております。これは県に設置しております財政安定化基金に係る広域連合の負担分3分の1を県へ拠出するものでございます。

次に、94ページ、95ページをお開きください。

5款保健事業費は、3億8,536万3,000円を計上いたしております。

1項1目健康診査費は2億8,797万1,000円で、その主なものは、各市町への健康診査事業委託料でございます。

2目その他健康保持増進費は9,739万2,000円で、主なものは、口腔ケア事業及びはり・きゅう施術助成事業に係る経費でございます。

次に、96ページ、97ページをお開きください。

6款基金積立金でございますが、1項2目後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金は13億562万7,000円で、歳入2款2項4目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金と同額を計上しております。

9款予備費は、14億1,033万9,000円を計上いたしております。

以上、歳出合計は2,186億294万円でございます。

以上が平成27年度後期高齢者医療特別会計予算でございます。

なお、98ページから107ページまでは参考資料を添付いたしております。

まず、98ページから101ページまでは、一般会計及び特別会計の事務費負担割合について、市町別に記載しております。

102ページ、103ページには、保険料等負担金について、104ページ、105ページには、療養給付費負担金について、それぞれ市町別の一覧表を記載しております。

また、106ページ、107ページには、本広域連合の財政調整基金及び臨時特例基金の推移見込みを記載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上をもちまして、議案第9号及び議案第10号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほ

どよろしくお願いたします。

○議長（源城和雄君）

それでは、議案第9号及び議案第10号に対する質疑を行います。質疑の際は、質疑箇所のページをお示してください。18番、山口議員。

○18番（山口喜久雄君）

すみません、緑の資料のほうで、87ページですね。議案第10号の1款1項1目19節ですけど、この市町が実施する広報・保健事業に対する補助金のこれの減額の分は、肺炎球菌の事業の分が減になったことによる減なんですね。

○議長（源城和雄君）

総務課長。

○総務課長（中村洋司君）

そのとおりでございまして、肺炎球菌ワクチン接種助成事業の終了に伴うものでございます。

○議長（源城和雄君）

18番、山口議員。

○18番（山口喜久雄君）

続けてすみません。同じ資料で91ページ、保険給付費の2款1項5目12節、審査支払手数料ですけども、73.75円になっておりますけど、これは昨年度の予算と一緒なんですけど、これは下がったりということはなかったわけですね。前年度と同じということでしょうか。

○議長（源城和雄君）

企画監兼次長。

○企画監兼次長（庄野幹雄君）

昨年度と同様でございます。ただ、県外の分でございますけれども、これが中央会のほうが今まで取りまとめておまして、中央会のほうで一本で請求をしてくれておりました。それが今回、公益法人の関係で課税問題がございまして、そこで各県の手数料に応じた、46県ございますけど、

46とおりの単価というふうになって、それで請求が来るといふ形が当面ありました。

ただ、それでいきますと、事務的に非常に対応できないので、長崎県の国保連合会にお願いして、できれば損得がないような形で一本化した県外の単価というものを設定してもらうようお願いをしました。まだ国保連合会の総会自体はあっておりませんので、正式には決まっておりますけれども、いいような数字を出してくれる予定となっております。

ですから、これが決まっておりますので、昨年の県外の単価ということ載せさせていただきます。これより若干下がった形になろうかと聞いております。

○議長（源城和雄君）

よろしいですか。ほかございませんか。24番、麻生議員。

○24番（麻生隆君）

24番、麻生ですけれども、資料の88ページの医療費適正化事業の中の普及啓発事業費は前年度から3倍になっておるんですね。この目的と、これに対して当局としてどのような形の効果をあげようとしておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（源城和雄君）

総務課長。

○総務課長（中村洋司君）

ただいまご質問の普及啓発事業費が増になっているということでございますが、これにつきましては、平成28年・29年度の次期保険料率改定というのがございますので、それについての説明チラシ等の作成とその郵送料に伴う増でございます。

保険料率改定の場合には、前年度においてその内容を被保険者全員を対象にお知らせをすることということで、2年に一度このような予算を要求させていただいております。

以上でございます。

○議長（源城和雄君）

ほかございませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ないようです。これをもって議案第9号及び議案第10号に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに順次、討論、採決を行います。

まず、議案第9号「平成27年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第9号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「平成27年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第10号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程14「議案第11号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（大串昌之君）

ただいま上程されました議案第11号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」ご説明いたします。

緑色の表紙の説明資料110ページをお開きください。ここに概要を記載しております。

この議案は、市町村総合事務組合の構成団体である「長崎県南部広域水道企業団」が、平成27年3月31日をもって解散すること及び特別議決の規定整備に伴う市町村総合事務組合の規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体と協議しようとするものでございますが、この協議については、議会の議決を要しますので、提出したものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（源城和雄君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

【「なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

なければ、これをもって議案第11号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第11号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第11号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程15 選挙第1号「選挙管理委員会の委員及び補充員について」選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙方法といたしましては、地方自治法第118条の規定により、投票に

よる方法と指名推選の方法がありますが、議長による指名推選の方法でご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推選によって行うことに決定いたしました。

これより選挙管理委員会の委員について、お手元に配付いたしております名簿のとおり、議長より指名をいたします。

阿部利雄君、福田豊君、水上良孝君、宮部武夫君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4人を選挙管理委員会の委員の当選人に決めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました阿部利雄君、福田豊君、水上良孝君、宮部武夫君が選挙管理委員会の委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会の補充員について、お手元に配付いたしております名簿のとおり、議長より指名いたします。

なお、補充の順序については、指名の順序によって定めたいと思います。

安達甫朗君、浦理君、植田光君、川崎一成君、以上4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4人を選挙管理委員会の補充員の当選人に定め、補充の順序は、指名の順序とすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました安達甫朗君、浦理君、植田光君、川崎一成君が選挙管理委員会の補充員に当選され、補充の順序は、指名の順序のとおりと決定されました。

次に、日程16「議会運営委員会の委員の選任について」を議題といたします。

本件については、現在の委員の任期が本日2月17日までとなっているため、新たに8名を選任するものであります。

委員の選任につきましては、議会委員会条例第5条の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員会の委員の選任については、お手元に配付いたしております名簿のとおり、それぞれ選任することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議なしと認めます。よって、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

次に、議会閉会中の委員会活動については、議会運営委員会の所管事項に関し、議会閉会中の付託事件として、お手元に配付のとおり、付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

お諮りいたします。今定例会において議決されました各案件については、その条項、字句、その他、整理を要するものについては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（源城和雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に一任することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全部終了しました。

これにて閉会いたします。皆さん、お疲れさまでした。

＝閉会 午後2時16分＝

上記のとおり会議録を調製し署名する。

議 長 源 城 和 雄

署名議員 水 口 直 喜

署名議員 深 堀 善 彰

